

併せて「天王寺区災害時協力事業所登録制度」を活用して企業が保有する資源の地域での活用を働きかけます。

### 【これまでの取組み状況】

- 災害時協力事業所10団体に登録いただきました。(令和4年3月現在)

|                  |                |           |
|------------------|----------------|-----------|
| 学校法人興國学園         | 雑穀屋やま元         | 三光神社      |
| 株式会社ジェイコムウエスト大阪局 | 玉造商店会          |           |
| 玉造日之出通北商店街協同組合   | 玉造日之出通南商店街協同組合 |           |
| 株式会社日本介護医療センター   | 株式会社 MAKUW     | 株式会社 YUKI |

#### 企業が保有する資源の地域での活用例

- 救助活動: フォークリフト、ジャッキ、担架
- 消火活動: ポンプ、バケツ
- 運搬作業: 台車、トラック
- 空間提供: 避難場所や休息場所などスペース
- 物資提供: 飲料水や食料、医薬品、防寒用品

## 4 災害時の区役所の活動

区役所では、災害発生時の救助・救援活動等を速やかに行うため、あらかじめ、災害時の区役所職員の行動等を定めています。

### (1) 動員計画

災害の状況に応じて、職員が参集する基準を定めています。

| 種別 | 災害状況                                                                                      | 動員人員        |
|----|-------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 1号 | 市の全力をあげて災害対策活動を実施する必要があるとき<br>※ 大阪市域で震度6弱以上の地震を観測したときや、陸上最大風速30m/s以上の強い台風の接近・上陸が見込まれるときなど | 全員          |
| 2号 | 災害対策活動を実施する必要があるとき<br>※ 大阪市域で震度5弱以上の地震を観測したときや、風水害により避難情報の発令が見込まれるときなど                    | 所属長<br>指定職員 |
| 3号 | 被害状況の把握等初動活動を実施する必要があるとき<br>※ 大阪市域で震度4以上の地震を観測したときや、台風の接近・上陸が見込まれるときなど                    | 指定職員        |
| 4号 | 速やかな措置がとれるよう主として情報連絡にあたる必要があるとき<br>※ 台風以外の暴風警報、暴風雪警報、大雨洪水警報が発令されるときなど                     | 指定職員        |

## (2)緊急区本部員

勤務時間外に大阪市域に震度4以上の地震が発生すると、緊急区本部員に指名された区役所職員(徒歩等で30分以内に区役所に集まることができる者)が速やかに参集し、地震発生直後の対応を行います。

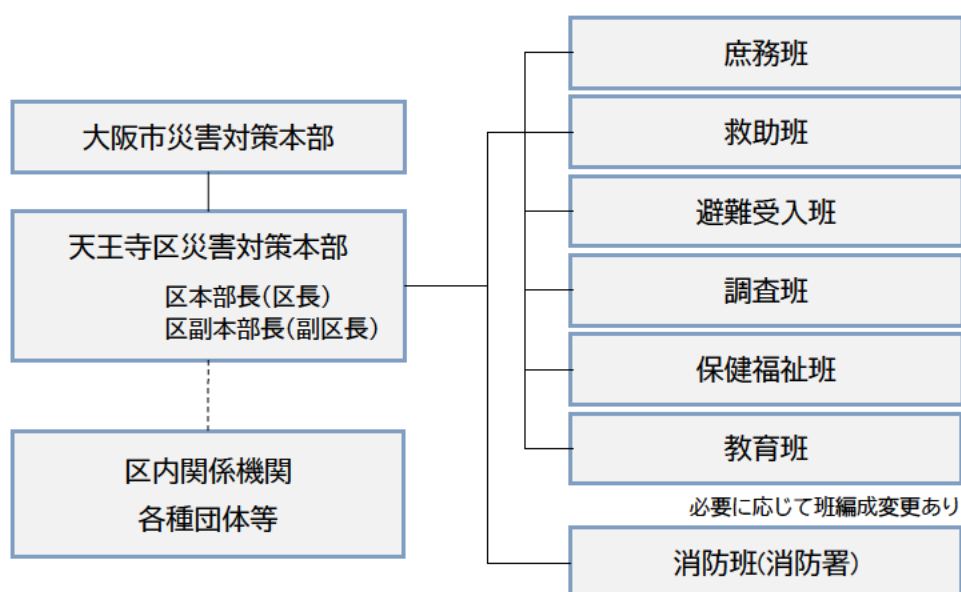
| 班名    | 役割                                                 |
|-------|----------------------------------------------------|
| 本部長   | 統括                                                 |
| 庶務班   | 職員への連絡、庁舎設備の確保、市本部及び関係機関との連絡・調整                    |
| 調査班   | 情報の収集・伝達                                           |
| 避難受入班 | 避難所の開設準備、避難所への物資の搬送準備、避難路の状況確認、避難誘導に関する関係機関との連絡・調整 |

※ 勤務時間外に大阪市域に震度5強以上の地震が発生すると、緊急区本部員だけでなく、直近参集者(区内及び近隣区に居住する大阪市職員で指名された者)も区役所に参集し、協力して初期対応から被災者支援に取り組みます。

## (3)区災害対策本部の設置と役割

大阪市域で震度5弱以上の地震を観測したとき、区役所は区長を本部長とする「区災害対策本部」を設置し、本部長の指揮の下、警察署、消防署など区内防災関係機関のほか「市災害対策本部」と連携しながら災害対応にあたります。

区災害対策本部は、防災関係機関との情報伝達等の任務を担う「庶務班」、被災者の応急救護を行う「救助班」、被災者の収容等の任務を担う「避難受入班」、被災状況の調査等を行う「調査班」、被災者の医療救護等を担う「保健福祉班」、学校園との連絡調整を担う「教育班」で構成します。



### 各班の役割

各班の主な役割は次のとおりです。

### 庶務班

- 各班の連絡調整に関する事
- 市災害対策本部各部、関係機関への応援協力要請に関する事
- 市災害対策本部との連絡に関する事
- 予算計理に関する事
- 情報の収集、伝達及び広報に関する事
- 義援金品の受付、並びに保管に関する事
- 災害記録(写真・映像含む)に関する事
- ボランティアの調整に関する事
- 他の班に属しない事

### 救助班

- 被災者の応急救助に関する事
- 救助物資の調達保管及び配給に関する事
- 罹災・被災証明書の発行に関する事
- 義援金の配分に関する事
- 団体等の協力活動の連絡調整に関する事

### 避難受入班

- 被災者の受入に関する事
- 避難者の誘導に関する事
- 避難所受入状況の把握に関する事
- 広域避難場所の管理に関する事

### 調査班

- 被害状況の調査に関する事

### 保健福祉班

- 被災者の医療救護に関する事
- 防疫・保健衛生に関する事
- 区医師会等との連絡調整に関する事
- 遺体安置に関する事

### 教育班

- 学校園との連絡調整に関する事

## (4)発災直後の具体的行動(天王寺区災害対策本部行動確認表)

地震の発生から3日間程度の具体的な行動を想定した行動確認表を作成しています。地震発生時に各班が的確な行動をとれるようにしています。

### 天王寺区災害対策本部行動確認表[勤務時間内](概要)

#### 庶務班

| 発災からの時間 | 行動内容                              |
|---------|-----------------------------------|
| 発災～数時間  | ・ 区災害対策本部の設置<br>・ 各班の職員配置、役割分担の確認 |

|        |                                                                                                                                                                                                     |
|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係機関との連絡(被害状況の確認、以降継続)</li> <li>・ 各班活動状況の掌握(以降継続)</li> </ul>                                                                                               |
| 数時間～1日 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ライフライン、交通事業者の復旧見込み情報収集(以降継続)</li> <li>・ 市災害対策本部への状況報告・要請(以降継続)</li> <li>・ 広報活動(以降継続)</li> <li>・ ボランティア活動支援センター、福祉避難所の設置検討、準備(以降、設置後は事業者と連携して運営)</li> </ul> |
| 2日～3日  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 警察・消防・地域と連携し、地域に対し防犯・防災パトロール隊結成を要請</li> <li>・ 長期化を見込んだ本部体制と通常業務体制の職員ローテーション等の検討・構築</li> </ul>                                                              |

#### 救助班

| 発災からの時間 | 行動内容                                                                                                                                                          |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 発災～数時間  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被害状況等の情報整理(以降継続)</li> <li>・ 住民等への呼びかけ(以降継続)</li> <li>・ 備蓄物資・食糧の配分状況把握(以降継続)</li> <li>・ その他機動的・遊撃的対応(以降継続)</li> </ul> |

#### 避難受入班

| 発災からの時間 | 行動内容                                                                                           |
|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 発災～数時間  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難所指定施設の鍵保管者へ連絡</li> <li>・ 各避難所へ職員派遣(以降継続)</li> </ul> |
| 数時間～2日  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害時避難所の運営(以降継続)</li> <li>・ 広域避難場所へ連絡調整員派遣</li> </ul>  |

#### 調査班

| 発災からの時間 | 行動内容                                                                                     |
|---------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 発災～数時間  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 区役所屋上からの目視調査</li> <li>・ 随時現地調査(以降継続)</li> </ul> |

#### 保健福祉班

| 発災からの時間 | 行動内容                                                                                                                                   |
|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 発災～数時間  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 来庁者・職員への応急手当</li> <li>・ 区医師会・医療機関との連絡調整(以降継続)</li> <li>・ 避難所での保健衛生面からの点検</li> </ul>           |
| 数時間～2日  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 応急救護活動(以降継続)</li> <li>・ 避難所巡回体制の構築</li> <li>・ 防疫・衛生体制の構築</li> <li>・ 遺体安置所の設置(以降継続)</li> </ul> |

#### 教育班

| 発災からの時間 | 行動内容                                                                |
|---------|---------------------------------------------------------------------|
| 発災～2日   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校園との連絡調整(以降継続)</li> </ul> |

## (5)広報活動(情報収集・発信・伝達)

災害が発生した時、事態にあわせて適切に動くためには、情報の収集や伝達が必要になります。区では、迅速かつ確実な情報収集・発信・伝達を行うため、広報の方法を定めています。

### 広報手段

- 天王寺区役所のツイッター、フェイスブック、LINE、ホームページ
- 災害時避難所での情報掲示
- 職員による直接伝達(救助班)
- 青色防犯パトロール車
- 同報系無線  
(小学校、区役所、広域避難場所に設置した防災スピーカーを一斉に放送することができるシステム)
- 地域振興会(赤十字奉仕団)などによる伝達

### 広報内容

- 災害情報
  - ・ 災害の発生状況
  - ・ 津波に関する情報
  - ・ 応急対策の実施状況
  - ・ 避難勧告・指示の状況
  - ・ 市内の被害状況など
- 生活関連情報
  - ・ 電気・ガス・水道、通信施設の被害状況と復旧見込み
  - ・ 食糧・生活必需品の供給状況
  - ・ 道路交通状況
  - ・ 鉄道・バス等交通機関の運行・復旧状況
  - ・ 医療機関の活動状況など
- 救援措置情報
  - ・ 被災証明書の発行情報
  - ・ 相談窓口の開設状況
  - ・ 税・手数料の減免措置の状況
  - ・ 救援援護資金等の融資情報など





## ご存知ですか？ J-ALERT(ジェイアラート)

全国瞬時警報システム(通称:J-ALERT)は、通信衛星と市町村の同報系無線を利用し、緊急情報を住民へ瞬時に伝達するシステムです。

緊急地震速報や弾道ミサイル攻撃情報などの緊急速報を、人工衛星を通じて消防庁から各市町村に送信し、同報系無線を自動起動させることにより、人手を介さず瞬時に住民へ伝達することができます。

大阪市においても

- ・ 弾道ミサイル情報、航空攻撃情報、ゲリラ・特殊部隊攻撃情報、大規模テロ情報
- ・ 緊急地震速報(震度 5 弱以上)、大津波警報、津波警報

があると、同報系無線が自動起動することになっています。



## (6)通信運用計画

災害時には、災害対応デジタル無線機を活用し、区内の防災関係機関(警察署、消防署、大阪市各局の事業所をはじめ、電気・ガス事業者等)や市本部と情報収集・伝達を行います。

### 通信手段

- **携帯型デジタルMCA無線**

区役所、各地域災害対策本部、防災関係機関に配置

#### 【参考】デジタル無線機を設置する防災関係機関(抄)

市役所内各局室、阿倍野防災拠点、天王寺消防署、天王寺警察署、建設局田島工営所、建設局真田山公園事務所、水道局上本町営業所、環境局中部環境事業センター、関西電力、NTT西日本、大阪ガス、日本赤十字社大阪府支部、天王寺区医師会 ほか

- **ハイパワー無線機**

各災害時避難所と各地域災害対策本部の間や、区役所と福祉避難所指定施設の間を結ぶ無線器を配置

- **防災情報システム**

区本部と市本部との情報伝達を行うため、専用のパソコン端末を1台設置

- **その他**

この他、防災スピーカーへの一斉配信可能な同報系防災行政無線を設置しており、停電や電話回線等の途絶の場合でも通信ができるよう、複数の通信手段の確保を図っています。



## (7)飲料水、食糧、生活関連物資の供給計画

### ① 応急給水

震災直後は備蓄飲料水(ペットボトル入り)を活用します。

また、水道局に対して仮設水槽、既設の水槽や高架水槽、広域避難場所等における飲料用耐震性貯水槽を活用した応急給水活動を要請します。



### ② 食糧の供給

区災害対策本部は、応急食糧の供給が必要と認められる場合は、備蓄食糧の活用により対応しますが、それが困難な場合は、市災害対策本部に食糧調達を要請します。

また、区災害対策本部は、炊出し給食を行う場合は、地域振興会(赤十字奉仕団)等の協力を得て、原則として災害時避難所において実施します。

### ③ 生活関連物資の供給

生活必需品の調達は、第一次的には災害時避難所や区役所にある備蓄物資を活用します。

また、区災害対策本部は、必要のある場合に市災害対策本部に生活必需品等の調達を要請します。

## (8)医療・救護計画

### ① 救護所の設置

地震発生後、区災害対策本部は、負傷者の発生状況、医療機関の被害状況、医療業務の実施状況等に応じて、市災害対策本部と連携して、原則として次の場所に救護所を設置します。

- 災害現場又は現場付近
- 避難場所(災害時避難所、広域避難場所等)
- 特例場所(被災地周辺の医療施設等)

### ② 医療救護班の編成

区災害対策本部は区医師会及び区内医療機関による医療救護班の編成を要請し、調整を図ります。

医療救護班だけでは対応できない場合、市災害対策本部に連絡し、医師等の派遣要請を行います。

天王寺区医師会災害医療部編成表は次のとおりです。

### **本部**

天王寺区医師会事務所内      堂ヶ芝 2-13-22   6771-9133

### **災害拠点病院**

大阪赤十字病院      筆ヶ崎町 5-30   6774-5111

大阪警察病院      北山町 10-31   6771-6051

### **災害医療協力病院**

第二大阪警察病院      烏ヶ辻 2-6-40   6773-7111

### **医療救護班**

天王寺小学校、天王寺中学校、大江小学校、聖和小学校、大阪ビジネスフロンティア  
高等学校、五条小学校、夕陽丘中学校、生魂小学校、桃陽小学校、味原小学校、真田  
山小学校、高津中学校、清水谷高等学校、高津高等学校、夕陽丘高等学校、清風学  
園、上宮学園、大阪夕陽丘学園、明星学園、天王寺スポーツセンター

## ③ 保健師等による健康相談

区災害対策本部は、災害時避難所等の状況を調査し、避難所等へ保健師等を派遣します。

保健師等は、救護所又は避難所等を巡回し、被災者の健康管理、栄養指導等を行います。診療や精神面での専門相談を要する場合などは、健康局等と連携をとり、被災者が適切な支援を受けられるよう調整します。

## (9)遺体仮収容(安置)所の設置

遺体仮収容(安置)所の設置の必要が生じた場合、天王寺公園地下駐車場(不足する場合は天王寺区民センター(ホール)にも)に遺体仮収容(安置)所を設置します。遺体仮収容(安置)所の設置にあたっては、棺桶用品等必要器材を確保します。

遺体仮収容(安置)所を設置したら、事前の協力を要請している行政監察医に連絡し、遺体仮収容(安置)所への出動を要請します。遺体仮収容(安置)所が多数で行政監察医が不足する場合は、市災害対策本部へ要請します。

身元が判明し遺族等の引取り人がある場合には、順次遺体を引き渡します。

大阪市では、(一社)大阪市規格葬儀協会と「災害時の葬祭業務の委託に関する協定」を締結しており、必要に応じて協力要請ができることになっています。



## (10) ボランティアの調整

### 災害ボランティアセンターの設置と運営

災害ボランティアセンターは、区社会福祉協議会が、区役所と協働してクレオ大阪中央に設置し、運営します。

### 災害ボランティアセンターの役割

被災者の自立と生活支援、被災地の復旧・復興に資するため、被災地におけるボランティアのニーズを把握し、地域内外から駆けつけるボランティアを、ボランティアが行う様々な活動とつなぎます。

### 災害ボランティアセンターの組織

区ボランティアセンターのセンター長には区社会福祉協議会職員、副センター長には区社会福祉協議会職員又は天王寺区職員をあて、センター長、副センター長下に「総務・経理部門」「広報・情報収集部門」「資器材調達・渉外部門」「ボランティア調整部門」を設置し、部門ごとにリーダーを選任します。



### 災害ボランティアセンターの業務

- 区災害対策本部との連携による災害情報の収集・提供・連絡調整
- 被災者のボランティアニーズの把握及び被災者への情報提供
- 市災害ボランティア活動支援センターとの連携
- 災害ボランティアの受入
- 災害ボランティアへのオリエンテーション
- 災害ボランティア活動の集約・管理
- ボランティアの事故等に対する保険加入の手続き